

しょうがいしゃふくし 「障害者福祉のしおり」のご利用にあたって

この「障害者福祉のしおり」は、中央区内にお住まいの障害のある方が利用できる各種サービスの内容や利用方法などをまとめ、紹介するものです。

各サービスの内容は、原則として令和5年4月1日現在を基準としています。できるだけ新しい内容を掲載していますが、今後、制度・事業の見直しなどにより記載内容が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

また、各ページに視覚障害のある方向けにUni-Voice コードがあり、位置がわかるように冊子に切り込みがあります。なお、記載内容が多いなどの理由で、事業名と問い合わせ先のみ場合があります。

この冊子で問い合わせ先を見つけられないときは、次の方法をご利用ください。

- 区役所の代表番号に電話し、交換手にご用件などをお伝えください。問い合わせ先をお探しします。

区役所代表番号 電話 (3543) 0211

- 区のホームページで検索すると問い合わせ先が見つかることがあります。

アドレス <https://www.city.chuo.lg.jp/>

※メールで問い合わせたい場合は、区のホームページの「組織と業務案内」に各担当窓口のアドレスが記載されています。

しょうがい 障害のある方が かつ 周囲に 手助けを 求める 「ヘルプカード」をご活用ください。

1 ヘルプカードとは

表紙に掲載しているヘルプカードは、障害のある方が日常生活や緊急時、災害時に周囲に手助けを求める手段として活用されるカードです。緊急時などに必要となる情報を記入して持ち歩けるようになっています。これにより、外出時にはヘルプカードを携帯し、手助けを求める際には提示することで周囲の人に支援を求めることができます。

ヘルプカードは、障害のある方やご家族・支援者にとっての不安を和らげ、手助けが必要な人と手助けができる人をつなげます。

2 配布場所

障害者福祉課、福祉センター、保健所・保健センター、日本橋特別出張所、月島特別出張所

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

